

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務
業 務 概 要	<p>本業務は、国が整備する特定車両停留施設（駅前広場およびデッキ）について、交通事業者や呉駅周辺地域総合開発（第1期）事業における民間事業者などの関係機関と協議・調整しながら、設計など行うものである。</p> <p>【業務内容】 設計業務延長 L=100m ・駅前広場実施設計 1式 ・デッキ詳細設計 1式 ・周辺事業との調整 1式 ・報告書の作成 1式</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 田宮佳代子 広島市南区東雲二丁目13番28号
契 約 年 月 日	令和5年6月29日
契 約 業 者 名	清水建設株式会社
契 約 業 者 の 住 所	広島市中区上八丁堀8番2号
契 約 金 額	286,000,000円（税込み）
予 定 価 格	286,033,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
業 務 場 所	広島県呉市西中央一丁目地内
業 種 区 分	「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」
履 行 期 間 （ 自 ）	令和 5年 6月30日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 6年 3月31日
備 考	入札情報サービス（PPI）（ http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm ）にアクセスし、発注機関名及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務
2. 履 行 場 所 広島県呉市西中央一丁目地内
3. 随意契約の相手方 名 称 清水建設株式会社
- 住 所 広島市中区上八丁堀8番2号
電 話 082-225-4649

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務については、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）を採用している。本業務はその一環で行う、発注者、優先交渉権者（施工者）の二者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、双方の情報・知識・経験を融合させながら、設計を進め完成させるための業務である。

2) 当該業務の内容

【国道31号呉駅交通ターミナル】

設計業務延長 L=100m

- ・駅前広場実施設計 1式
- ・デッキ詳細設計 1式
- ・周辺事業との調整 1式
- ・報告書の作成 1式

3) 随意契約に付する理由

本業務は、国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務である。

清水建設株式会社は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な技術力を備えていると判断される。

特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「業務目的、現地条件、与条件の内容理解度」、「主たる事業課題に対する提案（①バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点、②呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点、③バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点）」、において総合的に最も優れた提案が行われていたものである。

以上のことから本業務を遂行するためには清水建設株式会社が唯一の契約相手と判断したものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第三号により、清水建設株式会社と随意契約を締結するものである。